の認可を得なければ変更することができない。

第三十五条　本財団は、○○○○○の場合は、第十九条及び第二十二条の手続きを経た上、○○県知事（厚生大臣）の認可を受けて解散することができる。

第三十六条　本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第三十七条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は他の特別医療法人に帰属せしめるものとする。

第八章　雑　則

第三十八条　本財団の公告は、○○新聞（官報）によって行う。

第三十九条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附　則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　○○○○
常務理事　○○○○
同　○○○○
理事　○○○○
同　○○○○
同　○○○○
同　○○○○
監事　○○○○
同　○○○○
評議員　○○○○
同　○○○○
同　○○○○

特別医療法人の寄附行為例―2

医療法人○○会寄附行為

第一章　名称及び事務所

第一条　本財団は、医療法人○○会と称する。

第二条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。

第二章　目的及び事業

第三条　本財団は、病院及び診療所（並びに老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第四条　本財団の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(一)　○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村）
(二)　○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村）
(三)　○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）

第五条　本財団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに老人保健施設）を経営するほか、医療法第四十二条第一項の規定により、次の業務を行う。

(一)　○○看護婦養成所の設置・経営
(二)　○○訪問看護ステーションの設置・経営

第六条　本財団は、第四条及び前条に掲げる業務のほか、医療法第四十二条第二項の規定により、次の収益業務を行う。

(一)　○○病院前駐車場の経営
(二)　○○特別養護老人ホームへの給食の提供

第三章　役　員

第七条　本財団に、次の役員を置く。

(1)　理　事　六名以上○名以内
　うち理事長一名
　常務理事○名
(2)　監　事　二名以上

第八条　理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2　理事長のみが本財団を代表する。

3　理事長は本財団の業務を総理する。

4　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第九条　理事及び監事は、評議員会において選任する。

2　本財団の開設する病院及び診療所（並びに老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（厚生大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は六名を、監事は二名をそれぞれ下ることがあってはならない。

5　理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。

6　理事は、本財団の常務を処理する。

7　監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

8　監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第十条　役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨

げない。

2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3　役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第十条の二　役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2　常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第四章　評議員

第十一条　本財団に評議員一二名以上〇〇名以内を置く。

第十二条　評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2　評議員を選任するにあたっては、評議員現在数が理事現在数の二倍の数を下ることがあってはならない。

3　評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の三分の一を超えて含まれてはならない。

4　評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5　評議員には第十条の二の規定を準用する。この場合において、その規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第十三条　評議員の任期は二年とし、新任又は補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第十四条　評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第五章　会　議

第十五条　本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第十六条　定時会議は、毎年二回三月及び五月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第十七条　会議は、理事長がこれを招集する。

2　その会議を構成する理事現在数又は評議員現在数の三分の一以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3　理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第十八条　理事会及び評議員会は、理事現在数及び評議員現在数の三分の二以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2　前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及びその会議に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

第十九条　次の表の上欄に掲げる事項は、それぞれ下欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1	翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年三月
2	翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3	前年度の事業報告及び決算の決定	毎年五月
4	前年度剰余金又は損失金の処理	
5	寄附行為の変更	
6	基本財産の譲渡、交換、担保の提供、又は運用財産への繰り入れ	随時
7	事業計画及び収支予算の重大な変更	
8	1、2、6及び7に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄	
9	本財団の解散及び合併	
10	理事及び監事の選任	
11	寄附行為第五条及び第六条に関する事項	
12	その他この法人の業務等に関する重要事項で理事会において必要と認めて付議する事項	

2　前項の会議の議事は、評議員現在数の過半数の同意を得なければならない。

第二十条　評議員会の招集は、期日の少なくとも五日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第二十一条　評議員は評議員会において、一個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項についてその議決権を行使できない。

第二十二条　第十九条第一項の表の上欄に掲げる事項は、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を得なければならない。

2　その他の事項は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十三条　理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

(1)　会議の日時、場所

(2) 理事又は評議員の現員数
(3) 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
(4) 議案の件名
(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人二名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第二十四条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第六章 資産及び会計

第二十五条 本財団の資産は次のとおりとする。
(1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
(2) 本財団に寄附された財産
(3) 本財団の資産から生ずる果実
(4) 本財団の事業に伴う収入
(5) その他の収入

第二十六条 本財団の資産のうち、次にかかげる財産を基本財産とする。
(一) ……
(二) ……
(三) ……

2 基本財産は、譲渡、交換、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、特別の理由のある場合には、第十八条、第十九条及び第二十二条の手続きを経て、かつ、○○県知事（厚生大臣）の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。

第二十七条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第二十八条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第二十九条 資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第三十条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第十八条、第十九条及び第二十二条の手続きを経て定める。

第三十一条 本財団の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三十二条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第十八条、第十九条及び第二十二条の手続きを経て、毎会計年度終了後二月以内にこれを○○県知事（厚生大臣）に届け出なければならない。

第三十三条 決算の結果、剰余金が生じたときは、第十八条、第十九条及び第二十二条の手続きを経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第七章 寄附行為の変更及び解散

第三十四条 この寄附行為は、第十八条及び第十九条及び第二十二条の手続きを経て、かつ、○○県知事（厚生大臣）の認可を得なければ変更することができない。

第三十五条 本財団は、○○○○○の場合は、第十八条、第十九条及び第二十二条の手続きを経た上、○○県知事（厚生大臣）の認可を受けて解散することができる。

第三十六条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第三十七条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は他の特別医療法人に帰属せしめるものとする。

第八章 雑則

第三十八条 本財団の公告は、○○新聞（官報）によって行う。

第三十九条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○○○○○
常務理事	○○○○○
同 理事	○○○○○
同 理事	○○○○○
同 理事	○○○○○
同 理事	○○○○○
同 監事	○○○○○
同 評議員	○○○○○
同 評議員	○○○○○